

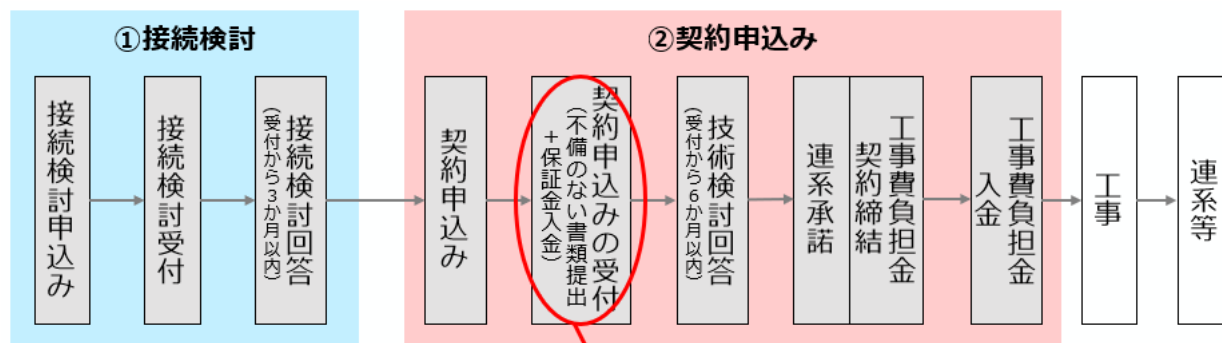
■よくあるご質問

Q1. 「契約申込みの受付」とは、具体的にどのタイミングを指しますか。

A1. 「契約申込みの受付」とは、送配電等業務指針第88条に定められている「契約申込みの受付」のことです。

具体的には、一般送配電事業者が以下のことを確認の上、契約申込みを受け付けたタイミングです。

- ・ 申込み書類に不備がないこと
- ・ 保証金の入金



2027年4月以降に一般送配電事業者が契約申込みを受付する案件については、本要件が適用される。

Q2. 既に一般送配電事業者によって接続検討申込みが受付されている案件については引き続き従前の取扱いとなりますか。

A2. 接続検討申込みが受付されているだけでは従前の取扱いにはならず、検討結果を踏まえて契約申込みを行っていただき、その契約申込みが一般送配電事業者へ受付されている場合、従前の取扱いとなります。

Q3. 2027年3月末までに契約申込みの受付が完了している案件で、当初の申込時に記載していたPCS等の通信機能を有する機器を、2027年4月以降に変更する場合は、JC-STAR★1を取得した機器への変更が求められますか。

A3. 当該案件で使用する対象機能を有する機器について、2027年4月以降に変更を行う場合、契約内容変更（設備変更）の申込みが必要となるため、新たな系統連系技術要件が適用され、JC-STAR★1を取得した機器の使用が求められることとなります。なお、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更を行う場合の手続きについては、属地の一般送配電事業者へ確認の上、お申込みください。（新たな系統連系技術要件の下で対象機器の交換を行う場合は、同一機器への交換であっても「軽微な変更」とはなりません。）

Q 4. 2027 年 3 月末までに契約申込みの書類を送付した案件が系統状況の変化等を理由として受付されずに再接続検討となり、2027 年 4 月以降に再度契約申込みを行うこととなった場合、新たな要件が適用されますか。

A 4. 新たな要件が適用されます。新たな要件の適用の有無の判定は、一般送配電事業者が以下のことを確認できたときに受付となり、その受付となったタイミングが 2027 年 4 月以降であるかどうかにより行われます。

- ・ 申込み書類に不備がないこと
- ・ 保証金の入金

を行った上で、一般送配電事業者がその申込みを受け付けたタイミングが 2027 年 4 月以降であるかどうかにより行われます。

一般送配電事業者に契約申込みが受付された後に、一般送配電事業者側の事由によって接続検討のプロセスに戻ることはありませんが、契約申込みの受付前においては、接続検討申込みの回答が一般送配電事業者から行われた時点から契約申込みを申込者が行い受付となる時点までの間に、先行して契約申込みの受付がなされた他案件によって系統の空き容量等の状況が変化する可能性があり、その場合、後続案件が再接続検討のプロセスに戻る場合があります。この再接続検討の結果、再度の契約申込みを受け付けたタイミングが 2027 年 4 月以降となった場合には JC-STAR★1 取得製品の使用が求められます。

Q 5. JC-STAR★1 の取得が求められる機器の対象範囲は何ですか。

A 5.

(太陽光・蓄電池)

太陽光発電及び蓄電池のシステムにおける、外部通信との接続点となるゲートウェイやその他の IP 通信機能を有する機器 (PCS、BMS、EMS 等の出力制御装置、遠隔監視装置)、ゲートウェイ等を介さずに主要な構成製品 (制御システムやモジュール) と通信上接続している IoT 機器については全て JC-STAR★1 取得製品の使用が必要になります。なお、ルーターや監視カメラのように、太陽光発電及び蓄電池のシステムの構成機器に直接含まれない IoT 機器については、JC-STAR★1 取得製品の使用の必須化の対象外となります (※)。なお、IP 通信機能を持たない機器については、IoT 製品のセキュリティラベリング制度である JC-STAR★1 の対象となりませんので、今回の要件化の対象となっておりません。

※発電等設備に対する制御機能を有する場合や、ゲートウェイ等を介さずに主要な構成製品と通信上接続する場合は本要件化の対象となります。

(風力)

ウィンドファームと外部通信の結節点として重要な役割を担うゲートウェイのファイアウォール (又はこれと同等の防御機能を有する機器) について、JC-STAR★1 取得製品の利用が必要です。なお、ゲートウェイのファイアウォール以外の機器についても、可能な限り速やかにサイバーセキュリティ対策の強化が行われるよう、JC-STAR★1 取得製品の使用の対象範囲の拡大やその適用開始の時期について現在検討中です。

(燃料電池)

燃料電池が採用する、外部通信との結節点として重要な役割を担うゲートウェイやその他の通信機能を有する機器 (給湯器リモコン、エネファーム内の PCS 等) については、JC-STAR★1 取得製品の使用が必要になります。

Q 6. ゲートウェイや遠隔監視装置で JC-STAR★1 取得製品を使用すればサイバーセキュリティ対策として十分だと考えますが、PCS にも JC-STAR★1 の取得製品の使用が求められるのでしょうか。

A 6. 分散型電源は多数の IP 通信機器により構成され、ゲートウェイや遠隔監視装置以外の通信機器について、インターネット等に直接露出していない場合であっても、IP 通信機能を有する以上、外部からの侵入等のリスクが存在します。このため、発電システムにおける外部通信の結節点となるゲートウェイだけでなく、IP 通信機能を有する個々の構成機器においても、サイバー攻撃に備えて最低限のセキュリティ要件を満たす必要があると考えています。このため、Q 5 で回答した対象範囲内の機器であって、IP 通信機能を有する機器を使用する場合には、全て JC-STAR★1 取得製品の使用が求められます。よって、ゲートウェイや遠隔監視装置等に加えて、PCS が IP 通信機能を有していれば、JC-STAR★1 取得製品を使用いただく必要があります。

Q 7. 対象設備に使用される IP 通信機能を有する機器について、論理的切断による分離がなされていれば JC-STAR★1 を取得した機器でなくても使用可能でしょうか。

A 7. 対象機器については、論理的切断による分離がされていたとしても、全て JC-STAR★1 を取得製品の使用が求められます。

Q 8. どの製品が JC-STAR★1 を取得済みの製品か確認したいです。

A 8. JC-STAR★1 取得製品のリストは、情報処理推進機構（IPA）の HP をご確認ください。

<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/index.html>

Q 9. IP 通信を使用しない製品は、JC-STAR★1 未取得製品であっても、2027 年 4 月以降、新規に使用可能ですか。

A 9. IP 通信機能を持たない機器については、IoT 製品のセキュリティラベリング制度である JC-STAR★1 の対象となりませんので、今回の要件化の対象となっておらず、2027 年 4 月以降に新たに接続申込み・交換されるものであっても引き続き使用が可能です。IP 通信機能を具備している（使用できる状態にある）機器を使用する場合は、通常 IP 通信の使用を予定していない場合であっても、設定等によって外部からの意図しない接続が行われることや内部ネットワーク経由の攻撃を受ける等のセキュリティリスクが残ることから、JC-STAR★1 取得製品を使用ください。

Q10. 新要件の適用開始後に既設の対象設備に蓄電池を増設する際、どの機器に対して JC-STAR★1 取得製品の利用が求められますか。

A 10. 増設する蓄電池に使用する対象機器は、JC-STAR★1 取得製品を使用してください。なお、既設の対象設備（太陽光発電、蓄電池等の今回の新たな要件の対象となる分散型電源設備）については、機器交換をせずにそのまま使用する場合は、それらの既設の対象設備で使用する対象機器に対して JC-STAR★1 取得製品への交換は求めません。

Q11. 既設の対象設備において、新要件の適用開始後に、故障等により一部の PCS のみを JC-STAR★1 を取得した最新の製品に交換する必要がある場合、他の既設 PCS や変圧器等との互換性・接続性に問題が生じるため、他の既設の機器を含めて交換が必要となってしまう。そのような場合であっても、故障の有無によらず、交換する機器については全て JC-STAR★1 取得製品への交換が必要でしょうか。

A11. 原則として、2027 年 4 月以降に対象機器を IP 通信機能を有する機器に交換する場合は、交換する機器について JC-STAR★1 取得製品の使用が求められます。ただし、その時点で JC-STAR★1 取得製品への交換を求めることにより、既設の機器間の互換性等によって当該機器以外の機器も広範に交換が必要になる等の事業者への過度な負担となる場合（※）に限り、個別に属地の一般送配電事業者に相談の上、所定の様式により次の 3 点を記載した計画書を当該一般送配電事業者に提出することを条件として、JC-STAR★1 未取得の同類型製品への交換と当面の間の使用が認められます。

- ①当該時点において、JC-STAR★1 取得製品への交換が難しい理由（過度な負担の具体的内容について記載の上、根拠となる証憑を添付すること）。
- ②当該対象設備の広範なリプレース／リパワリングの実行予定年等の具体的な年限を示して、交換対象機器の全てを JC-STAR★1 取得製品とすること。
- ③それまでの間、事業者において一定のサイバーセキュリティ対策（「電力制御システムに関するサプライチェーン・セキュリティ対策の手引き」、「電力システムにおけるサイバーセキュリティリスク点検ガイド」及び「電力システムにおけるサイバーセキュリティ対策状況可視化ツール」の利用等）を講じること。

※JC-STAR★1 取得製品への交換を求めることにより事業者への過度な負担となる場合として、以下のような場合を想定している。

- ・例えば、故障した PCS 1 個を新要件に適合した製品に交換した場合に、既設の旧型 PCS や変圧器等の機器・設備の互換性や設定電圧等の差異から、当該 PCS 1 個のみを交換すると当該設備を従来通り使用することができないため、変圧器や PCS 全体での交換が必要となる等、事業継続に大きな影響を与える場合。
- ・2026 年 3 月末までに発電事業者がメーカーと延長保証の契約を締結しており、当該保証の対象として JC-STAR★1 取得製品との交換が不可能であるために発電事業の継続に大きな影響を与える場合。
- ・2026 年 3 月末までに発電事業者が事業継続のために購入し保有している交換製品があり、当該製品を同メーカーの JC-STAR★1 取得製品と交換することが不可能であるために発電事業の継続に大きな影響を与える場合。

Q12. 新要件の適用開始後に、既存の FIT 認定案件が FIP 制度への移行（いわゆる FIP 転）を行う場合や、既存の FIT/FIP 認定案件が調達期間/交付期間の終了（いわゆる卒 FIT）を迎える場合、当該案件に対する本要件の適用関係はいかがでしょうか。

A12. 再エネ発電設備（今回の新たな要件の対象となる分散型電源設備である太陽光発電設備、風力発電設備）について、設備の増設や変更を伴わずに、FIP 転を行う場合や卒 FIT を迎える場合は、新要件の適用対象となる新設・機器交換が生じないため、本要件は適用されません。

FIP 転や卒 FIT に伴いリパワリングやリプレースを行う場合は、更新する対象機器について、JC-STAR★1 取得製品の使用が求められます。

FIP 転や卒 FIT の際に蓄電池を増設する場合は、Q10 に記載のとおり、増設する蓄電池には JC-STAR★1 取得製品の使用が求められますが、更新のない既設の機器については本要件は適用されません。

Q13. 売電を一切行わない「完全自家消費（逆潮流なし）」の対象設備であっても、JC-STAR★1 取得製品の使用が求められますか。

A13. 完全自家消費の対象設備でも，系統連系されている限り、JC-STAR★1 取得製品の使用が求められます。